

「下請保護情報ネットワーク」の概要

1 「下請保護情報ネットワーク」の構造

(1) 通報制度

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、賃金支払や労働時間に係る労働基準関係法令の違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請法第4条の違反行為に該当する行為等が存在しているおそれのある事案を把握した場合

⇒ 厚生労働省は、公正取引委員会又は経済産業省に通報する。

(2) 相談窓口の教示等

労働基準監督機関において、下請法や物流特殊指定に関するパンフレットを配布する等により、相談・申告窓口を教示する。

2 通報事案

労働基準監督機関が事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第23条（金品の返還）、第24条（賃金の支払）、第32条（労働時間）、第35条（休日）若しくは第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）又は最低賃金法第4条（最低賃金の効力）違反が認められ（軽微な法違反を除く。）、当該違反の背景に親事業者による下請法第4条の違反行為に該当する行為又は特定荷主による物流特殊指定に該当する独占禁止法第19条の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのある事案（下請事業者又は特定物流事業者の意向を確認した場合に限る。）

3 通報の方法・時期

労働基準監督署は事案を把握した都度都道府県労働局へ報告し、都道府県労働局は速やかに厚生労働省へ報告する。

厚生労働省本省において、公正取引委員会又は経済産業省に速やかに通報する。

4 その他

通報事案に係る情報管理は、適切に行い、秘密保持に万全を期する。